

学校法人ノートルダム清心学園一般事業主行動計画

平成27年4月1日

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日

2. 内 容

ノートルダム清心女子大学

【目標1】 仕事と子育ての両立等に関する制度の周知や情報提供をさらに拡充する

【対 策】 全教職員が利用可能となっている学内e連絡システム(学内LAN)を利用し、育児・介護休業法・雇用保険法等に基づく諸制度について、規程や制度を掲載するだけでなく、男性の子育て目的の休暇等の取得促進など、さらに具体的な情報を提供する。

【目標2】 年次有給休暇、子の看護休暇、介護休暇等の取得の促進を図る

【対 策】 計画的な年次休暇や長期休暇、子の看護休暇、介護休暇等を取得しやすい職場環境を構築するため、学内の諸会議(事務連絡会議・教職員代表者会議等)の席で周知・取得促進指導に努める。

清心中学校・清心女子高等学校

【目標1】 妻が出産した時の男性教職員の休暇取得3日間の推進

【対 策】 妻の分娩予定日前8週間に当る日から分娩後2週間目に当る日までの期間内で3日を超えない日または時間の取得を推進する。

【目標2】 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする

【対 策】 年次有給休暇の取得の現状を把握し、取得を推進する。

ノートルダム清心中・高等学校

【目標１】 妻の出産の際の男性教職員の休暇取得を促進する

【対 策】 妻の出産の際の特別休暇制度（３日間）の周知などにより、子の出産時における男性教職員の積極的な休暇取得の促進を図る。

【目標２】 年次有給休暇の取得を促進する

【対 策】 生徒の長期休業中（夏・冬・春休み）を活用した計画的な年次有給休暇の取得を促進する。

ノートルダム清心女子大学附属小学校・幼稚園

【目標１】 育児・介護休業法の諸制度について周知する

【対 策】 ①職員室内に規程集を整備、または常時掲示して周知徹底する
②職員会議等で説明して周知徹底する

【目標２】 年次有給休暇の取得の促進を図る

【対 策】 ①児童、幼児の長期休業中等を利用して、年次有給休暇の促進を図る
②職員会議等を通して、取得促進を勧める